

歯科医師の医科麻酔科研修に関する検討会
報告書（案）

令和4年●月●日

1 はじめに

- 国民に対する安全で質の高い歯科医療を提供していくため、歯科医師の医科麻酔科研修（以下、「研修」という。）は、法令を遵守しながら適正に行うことが重要である。
- この研修は、平成14年7月に歯科医師の医科麻酔科研修の質的向上、安全性の確保、研修の統一化を図る観点から、「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）がとりまとめられ、平成20年6月には、①麻酔の責任者が研修指導者（麻酔科医師）であることの明確化、②患者に対し、歯科医師が研修の目的で麻酔に参加することの説明と同意、③研修を受ける歯科医師が研修開始時及び修了時にインターネットを通じた日本歯科麻酔学会への登録及び報告が盛り込まれた。

2 歯科医師の医科麻酔科研修の課題及び対応策

（1）実施方法、反復研修等について

- 研修の目的は、主として口腔外科学会認定医を取得することを目的とした全身管理と、主として歯科麻酔科医として全身麻酔、鎮静法等の麻酔管理に係る知識・技能を修得するものに分けられる。このため、受講する歯科医師が希望する内容の研修を受けられるよう、全身管理と麻酔管理という2つのコースに分けることも考えられる。
- 研修における水準、項目等を見直してはどうかという意見がある一方で、見直す必要はないとの意見もある。
- 研修では、歯科医療を安全に行うために全身管理や麻酔管理の知識や技能を身に付けるために、要件を満たす範囲の中で医科の症例も含め、研修を行っていることを踏まえ、本研修を漫然と継続して行うべきではない。
- 麻酔管理についての研修は複数日以上勤務し、麻酔前後の管理も含めて一連の研修を行うことが重要であるが、医療機関等で歯科診療を行いながら週1日等の再研修等を行うことも重要である。
- 現在、研修を行う研修指導者の要件を、日本麻酔科学会指導医、専門医、認定医としているが、研修指導者の確保の可能性等も踏まえた上で、指導医・専門医とすることも考えられる。

（2）ガイドライン遵守について

- 同意取得の方法について、「歯科医師の医科麻酔科研修実施状況調査分析事業報告書」（以下「事業報告書」という。）によると、研修について、文書で説明し個別同意を得る者が約5割と最も多く、包括同意、個別同意、口頭での取得、文書での取得等、様々な方法で同意取得が行われていた。

- 基本的に、ガイドライン中に添付されている様式を踏まえた同意取得が行われるべきである。
- 安心して医療を受けられるようにする観点からも、適切に同意取得が行われることが重要であり、今後、患者・家族等の意見も踏まえた同意取得の方法や内容等について検討していくことも考えられる。
- 麻酔記録について、事業報告書によると研修指導者の氏名が筆頭であり、その後に研修歯科医師の氏名を記載したり、研修指導者の氏名のみを記載したりする場合は約6割にとどまっており、徹底されていない。
- 研修は、ガイドラインを遵守し指導医のもとで適切に行われることが前提となることから、研修を受ける歯科医師、研修を実施する研修施設、研修指導者等の関係者がガイドラインへの理解を深めることが重要である。このため、e-learningによる講習教材や、研修実施体制等についての自己点検リスト等を厚生労働科学研究等により作成し、研修開始前に研修歯科医師、研修指導者等が受講することを義務付けることが考えられる。

(3) その他

- 研修に参加する歯科医師について、全身管理や麻酔管理に係る基本的な知識等を修得しないまま研修を行おうとする者が散見されることから、研修受講前に基本的な知識についてのe-learning等を受講させること、研修前にシミュレータを用いて技術の修得を行うこと、また、医科麻酔学と歯科麻酔学とでコンテンツを共用したり、研修会等を共催したりすること等も考えられる。
- 研修修了者に対してアンケート調査を行ったり、研修修了後のキャリアパスを調べたりすること等によって、本研修事業全体の理解が深まることも考えられる。

3 おわりに

- 口腔外科治療はもちろんのこと、障害を有する者に対する歯科治療等においても歯科麻酔の果たす役割は大きい。研修が適切に実施されることによって、地域にかかわらず、国民に対する安全で質の高い歯科医療の提供が推進されることが期待される。このため、医学・歯科医学等の進歩、歯科麻酔の提供状況、研修の実施状況等を踏まえ、本ガイドラインを適宜見直していくことが望まれる。